

令和6年度予算編成方針

1 本市の財政状況と今後の見通しについて

令和4年度決算の状況は、歳入では、人口の増加や固定資産税の新型コロナウイルス感染症による特例措置の終了などにより、市税収入は前年度を上回り約9億2千万円の増額、経常一般財源は前年度比約3億5千万円の増額となった。

一方、歳出においては、扶助費が前年度より減少となったが、これは、主に国制度による子育て世帯への臨時特別給付金事業が終了したことによるものであり、依然として社会保障関係経費に係る経常経費は増加を続けている。

加えて、長期化する物価高騰による物件費の増加の影響もあり、経常経費に要する一般財源は、8億8千万円増加となり、経常一般財源の増加幅を上回ったことで、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比1.9ポイント上昇の91.7%となった。令和5年度予算においても、経常収支比率は増加していく見込みであり、財政の硬直化が、課題となっている。

今後の財政見通しについては、歳入の根幹となる市税収入は、施策による人口増加や新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う景気回復などにより、堅調に推移するものの、大幅な増加は見込めない状況である。

また、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費などの増加や公共施設等の整備及び長寿命化対策などの投資的経費の増加に加え、長期化する物価高騰による経常経費の増加など、財政需要は増加の一途をたどっている。

今後も、歳入増を上回る歳出の増加要因が多く見込まれることから、経常経費の削減などの歳出抑制の取組をより一層推進し、将来を見据えて健全な財政運営を行っていく必要がある。

2 予算編成の基本的な考え方

令和6年度の予算編成にあたっては、市政運営の基本的な考え方で示された重点施策に対して、限られた財源を優先的に配分するとともに、経常経費の削減など歳出抑制の取組を重視し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、以下の視点に留意し、予算編成を行う。

(1) 総括的事項

ア 持続可能な財政運営に取り組むため、歳入に見合った歳出を念頭に財政規律を守りつ

つ、限られた財源を最大限に有効活用することで、質の高い市民サービスを効率的かつ効果的に提供する。

イ 予算編成にあたっては、次に示す要求方法に基づき進める。

(ア) 第3次基本計画推進のための重点事業として予定する事業経費は、あらかじめ内示された額の範囲内において事業費を改めて精査し、要求額の抑制に努めること。
なお、不採択事業については、予算要求を認めない。

(イ) 義務的事業を除く経常事業に係る経費は、令和5年度当初予算額一般財源所要額を要求限度額と設定するので、各部等内で調整し、限度額を上回ることがないよう要求すること。なお、物価高騰の影響を見込む中でも、安易に物価上昇分を増額要求するのではなく、事業内容の見直しと効率化を徹底し、必要最低限の要求をすること。

(ウ) (ア)、(イ)以外の事業経費については、事業内容や実施方法等を精査した上で所要額を要求すること。

(エ) 令和4年度の決算状況や令和5年度の執行状況を踏まえ、要求すること。

特に、前年度に執行残が生じた事業や流用元となった事業においては、真に必要な事業費を精査した上で、要求すること。

ウ 決算審査特別委員会をはじめとする市議会や、監査委員からの指摘、意見を考慮した上で、適切に予算編成に反映するよう努めること。

エ DX推進計画を踏まえ、中長期的に費用対効果が高いと見込まれる場合は、デジタル技術の活用を検討すること。

オ 年度中途の補正は、制度の改正、物価高騰対策費、災害関係費等緊急止むを得ないもの以外は原則として行わない。

(2) 歳入に関する事項

ア 歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政対策の動向を注視し、最新の情報を常に把握すること。

イ 市税については、制度改正、経済情勢の推移等を見極めながら、税負担の公平を期すため課税客体の的確な捕そくを行うとともに、現年課税分の早期対応による徴収強化や滞納整理の促進により、徴収率の向上に努めることとし、滞納繰越分については、原因を分析した上で、実効的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

ウ 公債権の徴収対策を更に進めるとともに、私債権に係る滞納についてもその原因を分析した上で、裁判所による支払督促等を積極的に活用するなど、効果的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

- エ 使用料及び手数料については、見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化に配慮すること。
 - オ 国・県支出金については、国・県の動向を十分に把握し、対象経費を精査した上で積極的に特定財源の確保に努めること。
 - カ 財産収入については、市有財産の更なる有効活用を検討するとともに、未利用市有地等の処分に努めること。
 - キ 市債の発行に際しては、適債性や地方交付税基準財政需要額への算入率等に十分留意すること。
- また、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意すること。
- ク 基金については、基金創設の趣旨に則った事業を検討し、積極的な活用を図ること。
 - ケ 他市町村等で効果を挙げている歳入確保策を参考にするなど、新たな発想により財源確保に積極的に取り組むこと。

(3) 歳出に関する事項

- ア 経常収支比率の改善を目指し、歳出全般にわたり、公民の適切な役割分担を踏まえ、緊急性や費用対効果を十分に検証すること。
- 新規事業及び拡大事業については、新たな市の財政負担につながるものであることから、費用対効果や後年度負担を十分に検討し、既存事業の縮小・廃止など、スクラップ・アンド・ビルトを徹底した上で、経費を計上すること。
- イ 各事業の目的・効果を明確にし、歳出予算説明資料である事業調書の記載内容を見直すこと。
- ウ 繼続費については、事業計画に基づき、事業費総額や年度割などについて十分精査し計上すること。
- エ 債務負担行為に基づく支出予定額は、適正な財政運営を図る見地から、十分精査し計上すること。
- オ 国・県の補助事業等のうち、国・県支出金等が廃止または縮小された事業については、市単独事業等への振替は認めないので、事業を見直し、廃止・縮小を行うこと。
- カ 補助金・負担金等については、「補助金・負担金等の見直しに係る報告書」における補助金等交付基準に基づき、補助の必要性や効果などを再検証し、廃止・統合を含めた見直しを図ること。

キ　PPPや連携事業提案制度、包括連携協定など民間活力の活用を検討し、事業の効率化や経費の削減を図ること。

ク　決算時において多額の不用額が生じないよう、事業費の見積りに際しては、十分精査し計上すること。

　なお、正当な理由なく不用額の生じた事業については、翌年度以降の予算査定で減額するものとする。

ケ　予算の繰越については、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であるため、安易な繰越を行わないよう、事業量を十分精査し、予算を計上すること。

(4) 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じて予算編成を行うものであるが、特に、これまで以上に使用料、保険料、保険税等の市民負担の適正化を図るとともに、実効的な徴収対策を講じ、財源確保に最大限努めること。

　なお、独立採算を原則とすることや収支の健全化を常に念頭に置き、一般会計からの安易な基準外繰入れを行うことがないよう、より一層の経費の見直しや事務事業の合理化・効率化を行うこと。